

労働衛生コンサルタント試験 (保健衛生)受験のすすめ

共有準会員:吉成 俊輔

この資料について

私が令和5年11月27日に徳島産業保健総合支援センターで講演した際の資料を基に、一部最新の情報に修正の上で作成しています。

項目について

1. はじめに
2. 労働衛生コンサルタント試験の概要
3. 筆記試験について
4. 口述試験について
5. 試験対策等について
6. 終わりに

1.はじめに

私のこれまでの職務経験。

- ・現在は行政官（受験時は、任官11年目）ですが、任官前に民間企業での勤務歴が約2年あります。
- ・不動産会社で、物件調査や契約書等の法令面からの審査を行う仕事でした。
- ・民間での勤務経験や任官後の経験で今の業務を進めてきましたが、手詰まりを感じることも多くなってきたと感じていました。

皆さんは、こんなことを言われたことはありませんか？

- ・健康診断受けたくない。
- ・なんで、その対策しないといけないの。
- ・その対策はお金(利益)になるの。
- ・(営業・製造部署から)誰が会社の利益を稼いでると思っているんだ。

また、こんな経験はありませんか？

- ・長期休職者へのフォロー
- ・作業環境測定の結果が悪かった。
- ・労働災害への対策をしたけど、また同じ災害が発生した。
- ・予算がなく、十分な対策がすぐにできなかった。



より自信を持って活動したいと思ったことはありませんか。

1つの選択肢として、**労働衛生コンサルタント(保健衛生)**の取得を目指してみませんか。

2. 労働衛生コンサルタント試験の概要

労働衛生コンサルタントとは



安全も
健康もよし
二刀流

コーチも万全

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

事業場の安全衛生の改善計画作成には、
労働安全衛生法第80条に基づく
労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる
安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベル
の試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。事業場の安全衛生
診断を行い、安全衛生の改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが
主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆
様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全コンサルタント・
労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

安衛法第81条第2項

労働衛生コンサルタントは、労働衛生
コンサルタントの名称を用いて、他人の
求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生
の水準の向上を図るため、事業場の衛
生についての診断及びこれに基づく指
導を行うことを業とする。

- ・国家資格
 - ・名称独占資格
 - ・試験合格後、すぐに登録できます。
- 口述試験のところで意図を考えます

引用:一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会作成
2023年「安全も健康もよし二刀流」(リーフレット)
2023-11-09 掲載許諾済

労働衛生コンサルタント試験の概要

<受験区分>

今回はこちらを
中心に

- ・保健衛生

→労働衛生三管理のうち

健康管理・作業管理が中心

- ・労働衛生工学

→労働衛生三管理のうち

作業環境管理が中心

労働衛生コンサルタント試験の概要

＜主な受験資格＞

受験資格があります。

1. 大卒理系で衛生実務5年以上
2. 短大卒等理系で衛生実務7年以上
3. 高卒理系で衛生実務10年以上
4. 医師、歯科医師等
5. 薬剤師
6. 保健師でその業務に10年以上
7. 技術士試験合格者
8. 一級建築士免許を受けられる者
9. 衛生工学衛生管理者免許を受け、衛生に係る技術的事項で衛生工学に係る管理業務に3年以上
10. 衛生管理者としてその職務に10年以上
11. 作業環境測定士としてその業務に3年以上
12. 臨床検査技師又は衛生検査技師としてその業務に10年以上等

労働衛生コンサルタント試験の概要

2. 試験科目・試験時間

試験科目	方法	出題数(配点)	試験時間
労働衛生一般	択一式	30問(300点)	10:00～12:00
労働衛生関係法令	択一式	15問(150点)	13:00～14:00
専門科目 健康管理 労働衛生工学	記述式 (試験の区分に応じて該当する1科目を選択)	2問(300点)	14:30～16:30

【注意1】 解答に当たっては、令和7年4月1日(火)現在施行の法令等を前提とします。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 “受験資格 労働衛生コンサルタント”

公益財団法人安全衛生技術試験協会 [労働衛生コンサルタントの資格紹介・受験資格](#) | [公益財団法人安全衛生技術試験協会](#) (参照2025-5-19)

労働衛生コンサルタント試験の概要

労働衛生一般：5肢択一、30問、2時間

労働衛生関係法令：5肢択一、15問、1時間

専門科目：記述式、2時間

大問4問のうち2問を選択回答

合格基準：総得点の概ね6割以上

科目ごとで4割未満がある場合、不合格

試験の特徴(私見)

この試験は、やはり難しいと感じます。

- ・第1種衛生管理者試験合格率の約半分。

労働衛生コンサルタント試験は難しい？

3. 労働安全・労働衛生コンサルタント試験

令和6年度

試験の種類		受験者数(人)	合格者数(人)	最終合格率(%)
労働安全コンサルタント	筆記試験	1,503	264	14.7
	口述試験	263(1)	221	
労働衛生コンサルタント	筆記試験	858	232	23.5
	口述試験	566(348)	284	

【注意1】 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の口述試験受験者数欄の()内は、筆記試験全部免除者数で内数です。

【注意2】 最終合格率は、口述試験合格者数÷(筆記試験受験者数+筆記試験全部免除者のうち、実際に口述試験を受験した者の数)×100%としてあります。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

“労働安全衛生法・作業環境測定法に基づく試験 統計 3 労働安全・労働衛生コンサルタント試験 令和6年度”

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 [統計 | 公益財団法人 安全衛生技術試験協会](#) (参照2025-5-19)

試験の特徴(私見)

この試験は、やはり難しいと感じます。

- 第1種衛生管理者試験合格率の約半分。
- 記述式の試験が存在する。
- 記述試験の模範解答等について情報が少ない。
- トピックス性の高い問題が出題される傾向。
→ 労働衛生一般、関係法令、専門科目とも

3. 筆記試験について

令和5年10月17日実施の試験

＜労働衛生一般＞

トピックス性の高い問題として、下記の事項が出題されています。

- ・第14次労働災害防止計画

「労働者の健康確保対策の推進」

- ・テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

- ・第10次粉じん障害防止総合対策

労働者の健康確保対策の推進

(重点⑦)

▶ PAGE 39

事業者に取り組んでもらいたいこと

POINT 01 メンタルヘルス対策

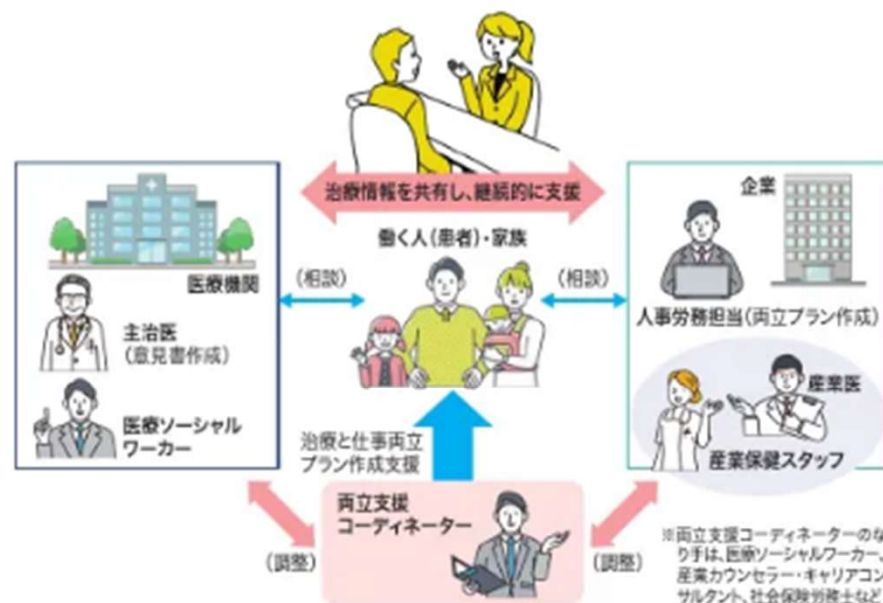
- ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善を実施。
- 職場のハラスメント防止対策に取り組む。

POINT 02 過重労働対策

- 長時間労働者への医師による面接指導や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による相談支援を受けるよう勧奨 他

POINT 03 産業保健活動の推進

- 事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
- 治療と仕事の両立において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーターを活用した円滑な支援を図る。



【相談先】産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>

事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）（アウトプット指標）

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場を80%以上とする。
- 50人未満の小規模事業場のストレスチェック実施の割合を50%以上
- 必要な産業保健サービスを提供している事業場を80%以上とする。
- 企業の年次有給休暇の取得率を70%以上（2025年まで）
- 勤務間インターバル制度を導入している企業を15%以上（2025年まで）

取組の成果として得られる結果（2027年まで）（アウトカム指標）

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を50%未満（2027年まで）
- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者を5%以下（2025年まで）

才 長時間労働対策



テレワークについては、業務の効率化に伴い、時間外労働の削減につながるというメリットが期待される一方で、労働者が使用者と離れた場所で勤務をするため相対的に使用者の管理の程度が弱くなることや、業務に関する指示や報告が時間帯にかかわらず行われやすくなり、労働者の仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生ずるといったおそれがあることに留意する必要があります。

このような点に鑑み長時間労働による健康障害防止を図ることや、労働者のワークライフバランスの確保に配慮することが求められます。テレワークにおける長時間労働等を防ぐ手法としては、次のような手法が考えられます。

ア メール送付の抑制等

イ システムへのアクセス制限

ウ 時間外・休日・所定外深夜労働についての手続

エ 長時間労働等を行う労働者への注意喚起

その他に、勤務間インターバル制度についても言及がありました。

第2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、一般的に遅発性疾患であるじん肺に対して厚生労働省が長期的に取り組んでいくことの必要性を鑑みれば、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、まずは、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底並びに粉じんの有害性と対策の必要性について周知及び指導等を、業種や職種を問わず実施する必要がある。特に、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行されるところであり、その定着に取り組む必要がある。

また、令和3年4月から施行されたずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用も含め、引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

さらに、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組む必要がある。

加えて、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

このほか、地域の実情をみると、引き続き、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要がある都道府県労働局（以下「局」という。）もみられることから、下記4つの重点事項に加え、管内のじん肺新規有所見労働者の発生状況、これまでの局の総合対策の推進状況等に応じて、上記以外の粉じん障害防止対策を推進する必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- ① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ③ じん肺健康診断の着実な実施
- ④ 離職後の健康管理の推進
- ⑤ その他地域の実情に即した事項

- ・禁煙の働きかけ
- ・防じん機能有り電動ファン付き呼吸用保護具の徹底
- ・保護具着用管理責任者の選任
- ・じん肺健康診断の実施
- ・離職者への情報提供

令和5年10月17日実施の試験

＜労働衛生一般＞

下記の項目についても出題されています。

- ・メタボリックシンドローム
- ・加齢による人体の機能の変化
- ・高年齢労働者の感覚や反応
- ・作業環境測定や局所排気装置について

令和5年10月17日実施の試験

＜労働衛生一般＞

伝統的な問題としては、下記の項目での出題されています。

- ・労働衛生の三管理
- ・労働衛生統計
- ・電離放射線、高気圧障害、酸欠、騒音性難聴
熱中症、物理的因子と障害部位、金属類
照度・採光、SDS、労働衛生保護具について

令和5年10月17日実施の試験

<労働衛生一般>

労働衛生に関する試験ですが、労働安全についての問題も一部あります。

・派遣労働者に関する安全衛生教育

→「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について(平成21年3月31日付け通達)」

14次防で初めて用いられたキーワードである「アウトプット指標」と「アウトカム指標」の概念についての出題がありました。

・安全管理

→4S、労働災害の発生要因など

第14次防について

【アウトプット指標】

計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項で、計画の進捗状況の把握のための指標。

【アウトカム指標】

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項とされた計画の効果検証を行うための指標。

令和5年10月17日実施の試験

＜労働衛生一般＞

行政指針に関する問題としては、下記の項目が出題されています。

- ・職場における腰痛予防対策指針
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ・化学物質等に関する危険性又は有害性等の調査等に関する指針